

記載例2 退職の場合（残額一括給与引出来なかった場合）

※「普通徴収」とは、異動後残税額を個人が直接納入する方法です。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

受付印

◎異動があった場合は、翌月10日までに提出してください。

※給与所得者の個人番号については、平成29年1月1日以降に給与の支払を受けなくなった者に係る届出に記載が必要となります。

平成29年11月5日		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	(〒 869 - 3296) 宇城市三角町波多213番地1	特別徴収義務者 指定番号	8000000		
宇城市長様			名称 (氏名)	有限会社 三角		担当者	課 氏名 電話	経理課 三角 花子 (0964) 53 - 1111
			個人番号 又は法人番号					
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	○印をしてください 異動の 事由	1月1日以降から退職時までの 給与支払額(賞与を含む)
フリガナ	ウ キ ハナ コ		240,000	6月分から 10月分まで 円	140,000	H29・10・31	① 退職 ② 転勤 ③ 転職 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 育児休業	2,345,600 円
氏名	宇城花子 (旧姓) (T・S・H 31・4・1)							特別徴収継続 (給与天引継続)
個人番号	個人番号 (1月1日現在の住所…必ず記載願います)							2. 一括徴収 (残額一括給与引)
旧住所	宇城市〇〇町〇〇番地							3. 普通徴収 (残額個人請求)
現住所	〇〇市〇〇町〇〇番地							4. 3を選んだ場合、一括徴収 できない理由に○を付して ください。
			100,000					20,000,000 円
							勤続年数 38年 0月	

◎一括徴収 ◎退職の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

一括徴収	異動者印	一括徴収税額(ウ)	納付年月日
		円	一括徴収した税額は 月分と合わせて 納入します 納入予定日 月 日

普通徴収を選択した理由
① 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。
② 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与、退職金などの支払がないため。
③ 死亡による退職であるため。
④ その他、理由 ()

※退職手当の支払がある場合には納入申告書とあわせて退職所得にかかる市県民税特別徴収税額納入内訳書を送付してください。

◎転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分から徴収し納入するよう連絡済です。

転勤先 (特別徴収義務者)	フリガナ			特別徴収義務者 指定番号		
	所在地	(〒 -)		転勤先の 担当者	課	
	フリガナ				氏名	
	名称				電話 () -	

◎連絡事項・要望がございましたらご記入ください。

市記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
------	--------	--------	--------

●退職された場合、その後の住所の確認をお願いいたします。個人番号の欄には特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。